

労働保険料は口座振替が便利です!

平成30年度 労働保険料・一般拠出金の 口座振替の申込は 平成30年2月26日(月)までに!

口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。
一度、登録をすれば翌年度も自動継続されます。手数料はかかりません。

注: 但し、年度更新の申告書の提出期日は 7月10日です。

年度更新申告書の申告期日を過ぎた場合、全期または第1期は引き落としにならない場合があります。

「口座振替による納付」のメリット

- 1 金融機関窓口に出向かず納付ができます 忙しくて銀行に行く時間がない! そんなあなたに…
- 2 納付もれの心配がありません あっ! うっかり納付期限が過ぎていた! そんな心配もいりません。
- 3 ゆとりある納付期日で安心 口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が約2か月延長されます。

口座振替納付日

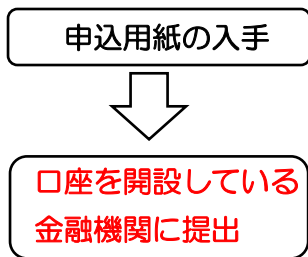
納期	全期・第1期	第2期 ※2	第3期 ※2
口座振替納付日 ※1	9月6日	11月14日	2月14日
口座振替しない場合の納期	7月10日	10月31日	1月31日
金融機関への申込期限	2月26日	8月14日	10月11日

※1 口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

※2 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

かんたんな手続きで完了

お申し込みまでの流れ



※ 申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 群馬労働局労働保険徴収室またはお近くの労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

パソコン画面上から必要箇所に入力し3枚印刷した後、金融機関届出印を押印してください。

※ 労働保険事務組合用の申込用紙は、群馬労働局労働保険徴収室に用意しています。

※ 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

※ 登録手続完了後、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

通知 ⇒ 毎回、口座振替日の約3週間前に引き落とし内容をお知らせします。

⇒ 引き落とし後も、約3週間で振替結果通知をお送りします。

詳細はこちら

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

【お問い合わせ先】

群馬労働局 労働保険徴収室

☎ 027-896-4734

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1

前橋地方合同庁舎9階